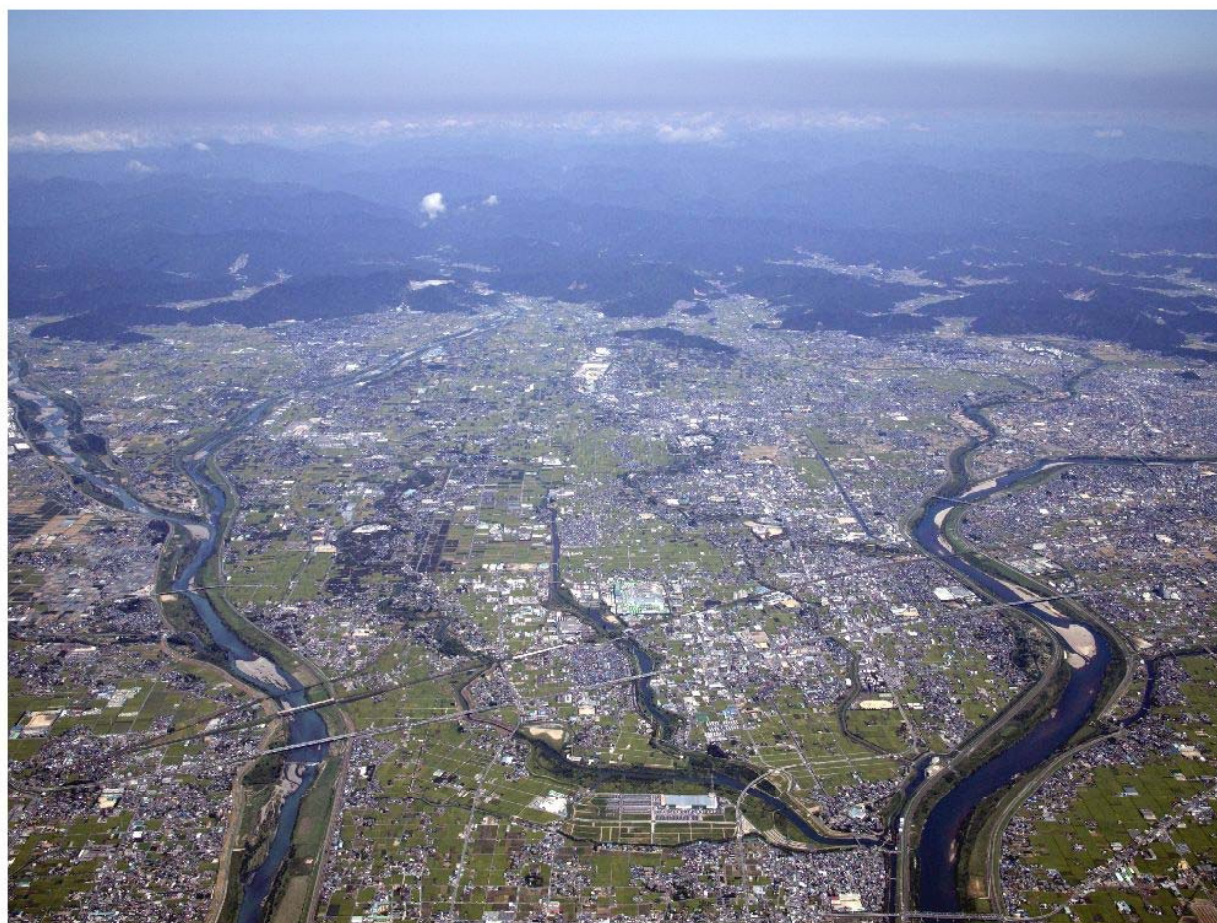


瑞穂市第1次総合計画

2006～2015



「市民参加・協働のまちづくり」

～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～

瑞 穂 市

あいさつ



本市は、平成 15 年 5 月 1 日に新市として誕生し、まちづくりの将来像を「快適で住みよい、活力を生み出す創造都市」とした「新市建設計画」に沿って、その実現を目指し積極的に取り組んでまいりました。

そして今回、さらにその目指すべき姿に近づくため、新たに策定しましたのが「瑞穂市第 1 次総合計画 市民参加・協働のまちづくり」です。

加速する社会情勢の変化のなかにおいて、市民ニーズを敏感に捉え、さらに 20 年先の瑞穂市を取り巻く社会の状況を思い描きながら、現在、そして未来の瑞穂市民の生活の豊かさとは何かを考えることの重要性を感じております。

策定にあたりましては、常にその視点を大切にし、この 10 年間に何が必要であるのかを考えました。全ての市民が安全で、安心して暮らせるまちであること、そして、地域の人や力を活かしたまちであること、そして、交流・連携を生み出す活力あるまちであることを目標とするなかで、非常に重要になるのは、行政と連携しながら自立できる力強い地域社会の形成であります。

そして、市民が心をひとつにし、自らの地域のまちづくりを自ら提案し、自ら参加することにより、地域コミュニティが十分に機能を発揮し、市民と行政が一体となり進めることこそ、この「瑞穂市第 1 次総合計画」において、目指すべき未来の瑞穂市の姿であります。

最後になりましたが、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提案を頂きました市民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。今後とも計画の実現に向かい、市民の皆様と心をひとつに、まちづくりに取り組みたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

平成 18 年 3 月

瑞穂市長

松 野 幸 信

目 次

《第1編 序説》

第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の主旨	2
第2節 計画の性格と役割	2
第3節 計画の構成と期間	3

第2章 瑞穂市の概要

第1節 瑞穂市の特徴	4
第2節 瑞穂市の現況	7
第3節 まちを取り巻く時代のキーワード	9
第4節 瑞穂市の発展課題	13

《第2編 基本構想》

第1章 将来ビジョン

第1節 瑞穂市の将来像	18
第2節 主要指標の見通し	19
第3節 土地利用の基本方針	21

第2章 施策の大綱

第1節 基本目標	23
第2節 施策の体系図	24
第3節 基本方針	25

《第3編 基本計画》

第1章 安全で快適なまちづくり

第1節 治水・防災対策	38
第2節 交通安全・防犯	44
第3節 魅力ある市街地づくり	47
第4節 交流を支える交通基盤の整備	52
第5節 上下水道の整備	59

第2章 心豊かな住みよいまちづくり	
第1節 住みよい環境づくり	64
第2節 自然豊かな環境づくり	71
第3節 誰もが助け合う地域コミュニティ	80
第3章 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり	
第1節 支え合いの社会づくり	84
第2節 健やかに暮らせるまちづくり	95
第4章 希望を育むまちづくり	
第1節 未来を担う人づくり	104
第2節 魅力ある生涯学習	113
第3節 文化の息づくまちづくり	120
第4節 輝く人づくり	122
第5章 活気あふれるまちづくり	
第1節 農業	128
第2節 商工業	132
第3節 雇用・就業支援	137
第4節 観光・交流産業	139
第6章 市民が主体のまちづくり	
第1節 健全な行財政運営	144
第2節 協働のまちづくり	149
第3節 情報化の推進	152
《参考資料》	155

白紙

第 1 編

序 説



第1章 計画策定の意義

第1節 計画策定の主旨

瑞穂市は、穂積町と巣南町の2町による合併により、平成15年5月1日に誕生したまちです。

穂積町では、第4次総合計画（計画期間平成13年～平成22年）において、「ふれあいと創造のまち～ヒューマンタウンほづみ～」をテーマとして定め、より住みやすいまち、暮らしやすい環境とは何かを町民と共に考えながら、すべての世代がゆとりや幸福感をもてる地域社会づくりに取り組んできました。

一方、巣南町では、第4次総合計画（計画期間平成14年～平成18年）において、「アメニティタウン・すなみ～いきいきまちづくり・ふれあいまちづくり～」をテーマとして定め、暮らしの環境整備や、明日の巣南町を支える豊かな人づくり等、真のアメニティ（快適さ）の創出に向けて取り組んできました。

瑞穂市では、こうした旧2町の取り組みを土台としながら、合併効果を活かした21世紀にふさわしいまちづくりを推進するため、その指針として、地域社会における行政と市民の関わり方や、行財政の運営のあり方等、瑞穂市のまちづくりの考え方を明らかにする「瑞穂市総合計画」を策定しました。

第2節 計画の性格と役割

瑞穂市総合計画は、旧2町の総合計画を土台に、新市建設計画（穂積町・巣南町合併協議会策定）との整合性にも留意しながら、瑞穂市における市政運営の最上位計画として策定したものです。

より具体的には、本市の目指すべきまちの姿及びそれを実現するために市民や行政、関係機関が一体となって取り組むべき施策を定めたものであり、これからの市政運営における総合的な指針としての役割を担っています。

[瑞穂市総合計画が持つ性格と役割]

- …市民全体と行政が共有するまちづくりの目標
- …総合的かつ計画的な市政運営のための行動指針
- …国や県、関係機関等に対する瑞穂市の主張

第3節 計画の構成と期間

3-1 計画の期間

本計画では、概ね 20 年後のまちの姿を展望した上で、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）の 10 カ年についてのまちづくりの方向性を定めます。

3-2 計画の構成（基本構想・基本計画・実施計画で構成）

《基本構想》

基本構想では、本市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、それを実現するための基本方針を定めます。

中長期的な視野に立って策定する普遍性の高いものであり、10 年後の平成 27 年度（2015 年度）を第一期目標年度とします。

《基本計画》

基本計画では、基本構想で示した将来像を実現するための各分野の方針や主要施策を定めます。

平成 27 年度（2015 年度）を目標年度として、必要に応じて中間的な見直しや変更を加えながら、計画の達成を目指します。

《実施計画》

実施計画では、基本計画で定めた施策を実際に実施するため、実施年度、事業主体、内容、事業費等を明らかにします。

つまり、各年度の予算編成における指針となるもので、財政的な検討を加えた 3 カ年計画として定めた上で、毎年ローリング（見直し）を行っていきます。

第2章 瑞穂市の概要

第1節 瑞穂市の特徴

1-1 まちの沿革

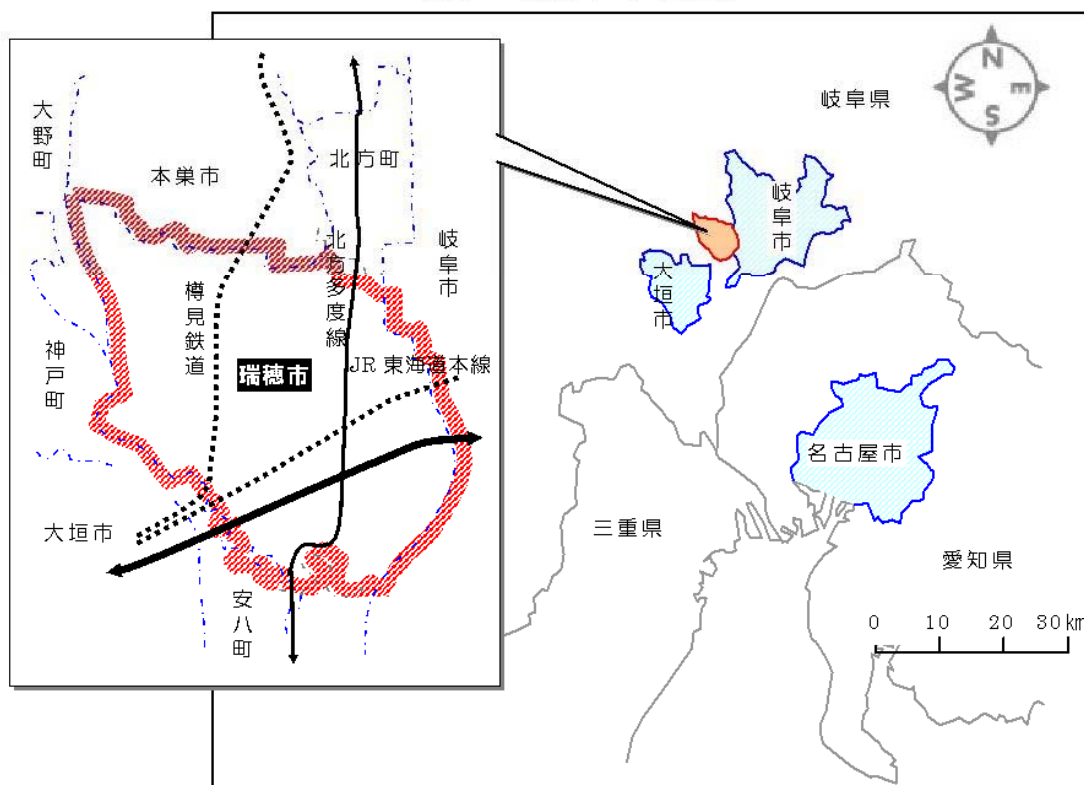
本市は、穂積町と巢南町の合併により誕生したまちです。

このうち、穂積町は、昭和 23 年から町制に移行し、以降、昭和 29 年の 1 町 3 村の合併、昭和 32 年の巢南町の一部編入を経てきました。一方、巢南町については、昭和 29 年の 3 村合併により巢南町の原形となる巢南村が誕生し、昭和 39 年から町制に移行しています。

そして、平成 15 年 5 月 1 日、平成の大合併では東海三県で第 2 号の新市、岐阜県内では 16 番目の市として、瑞穂市が誕生し、現在に至っています。

1-2 立地特性と自然環境

[図 瑞穂市の位置]



《位置と交通》

本市は、東経 136 度 41 分 37 秒、北緯 35 度 23 分 24 秒、濃尾平野の北西部、岐阜県の南西部に位置しています。さらに、周辺都市との位置関係をみると、東部で県都岐阜市に接しているほか、北部は本巣市及び北方町に、西部は大野町、神戸町及び大垣市に、南部は安八町に接しています。

一方、交通条件としては、国道 21 号線や、本巣市から海津市へ縦断する主要地方道北方多度線が通っているほか、JR 東海道本線が通っており、JR 穂積駅から名古屋駅までは約 25 分と、広域的な人と物の交流を可能にしています。そして、市内で 3 駅を有する樽見鉄道が通っており、地域の足として活用されています。

また、市北部では、江戸時代の五街道の一つである中山道が通っており、古くから交通条件に恵まれていたことが伺えます。

《地勢と自然》

本市は、長良川及び揖斐川に挟まれ、東西 5.5km、南北 6.5km にわたって平地が広がる面積 28.18 km² のまちです。

市内には、犀川、五六川、根尾川、糸貫川、天王川等の 16 本の一級河川が北から南に向かって流れており、その面積も市全体の約 20% を占めるなど、水に恵まれた環境を有しています。

このような肥沃な地勢は、市民に潤いを与え、農業の振興にも役立てられてきましたが、一方で、水害との戦いの歴史も色濃く残っています。近年は、防災面の対策が進み、大きな水害には見舞われていませんが、水害への備えは、本市にとっての重要課題として今も位置づけられています。

《気候の概要》

本市は、最高気温 34.2 度、最低気温 0.0 度と季節の寒暖差がはっきりとしており、年間平均では 16.9 度と大変暮らしやすい気候となっています。

[表 気象の概況（平成 16 年）]

項目	気温（℃）						日照時間（h）		降水量（mm）		
	日最高平均		日最低平均		平均			平年	日最大	降水量	
		平年		平年		平年					平均
1 月	9.8	8.8	0.0	0.3	4.8	4.3	192.8	162.7	11.0	16.5	62.4
2 月	11.4	9.5	1.5	0.5	6.1	4.7	173.6	162.0	26.5	72.5	83.5
3 月	14.5	13.4	3.8	3.5	9.0	8.2	187.1	192.5	37.0	64.0	142.6
4 月	21.9	19.5	9.6	9.0	15.7	14.1	243.5	191.7	87.5	185.0	186.6
5 月	24.6	23.9	15.9	13.8	20.0	18.6	155.3	204.4	70.5	296.5	206.3
6 月	29.2	27.0	20.4	18.7	24.4	22.5	167.6	156.8	53.0	202.0	253.7
7 月	34.2	30.7	24.7	22.7	28.9	26.2	231.9	170.6	40.5	90.0	273.4
8 月	32.8	32.4	24.2	23.9	27.7	27.5	161.8	199.8	58.0	180.0	172.0
9 月	29.6	28.2	21.6	19.9	25.0	23.5	117.8	151.6	93.0	268.0	269.0
10 月	23.2	22.8	14.4	13.3	18.5	17.7	166.0	173.5	130.5	346.5	124.1
11 月	19.4	17.0	10.0	7.3	14.3	11.9	184.7	157.1	19.0	81.0	94.6
12 月	13.8	11.6	4.3	2.3	8.8	6.6	171.7	163.1	50.5	101.0	47.3
年平均	22.0	20.4	12.5	11.3	16.9	15.5					
年合計							2153.8	2085.8		1903.0	1915.3
平年差	+1.6		+1.2		+1.4		+68.0			- 12.3	

（出典：岐阜地方気象台）

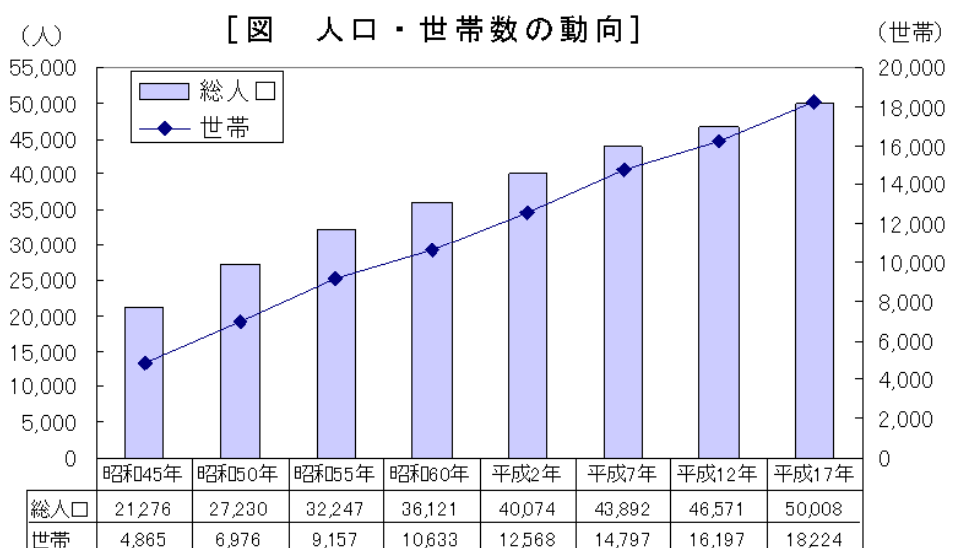


第2節 瑞穂市の現況

2-1 人口と世帯数

本市では、高度経済成長期を中心として、豊かな水源を求めて多くの企業が進出しているほか、学生数 2,800 人を抱える朝日大学を有し、道路・交通の面でも恵まれた環境にあります。

こうしたなか、市内では住宅開発が進んでおり、県内でも有数の人口増加率及び若年層の比率の高さを示しています。なお、平成 17 年現在（国勢調査速報値）では、50,008 人、18,224 世帯が市内に居住している状況にあります。



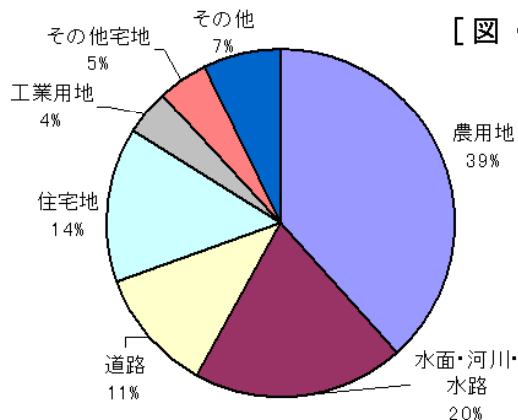
（出典：国勢調査 注：平成 17 年は速報値）

2-2 土地利用の状況

条里制の区画区分が残るなか、本市の土地利用は、農地が最も大きな割合を占めていますが、近年は、宅地開発や農業離れの進行等を背景として、減少傾向にあります。

一方で、住宅需要が先行したため、本来宅地化を抑制すべき郊外の地域でミニ開発が進んでいるほか、市街化区域内でも、道路等の都市基盤の整備が充実しないまま、宅地化が進んでいる状況が見られるなど、土地利用上の課題を抱えています。

加えて、農地と住宅、住宅と工場の混在が見られ、市街地の機能性や魅力に欠ける面も指摘されるところです。



[図・表 土地利用の状況 (平成 15 年)]

区 分	面 積 (ha)
農用地	1,081
水面・河川・水路	557
道路	320
住宅地	403
工業用地	117
その他宅地 (店舗等)	140
その他	200
合計	2,818

(出典：県土地対策室)

2-3 産業就業構造

本市の就業人口は、経年的にみて増加の傾向にあります。

産業別にみると、第 1 次産業は、著しい減少期を過ぎ、就業人口比 3%程度を維持していますが、第 2 次産業については、平成 7 年をピークとして減少に転じています。

一方、第 3 次産業については、サービス業、運輸・通信業、不動産業等、交通の利便性等を活かした産業が多く立地するなかで、就業人口も大きな増加を示しており、就業人口比は約 59%となっています。

[表 産業別就業者数の推移]

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業人口総数 (人)		17,267	20,027	22,650	23,731
第一次	農 業	1,113	862	808	800
	林 業	4	7	8	7
	漁 業	6	3	6	4
	合 計	1,123	872	822	811
第二次	鉱 業	44	36	47	28
	建設業	1,692	1,973	2,458	2,623
	製造業	5,991	6,864	6,566	6,228
	合 計	7,727	8,873	9,071	8,879
第三次	電気・ガス・熱供給・水道業	72	73	90	84
	運輸・通信業	1,040	1,225	1,358	1,548
	卸売・小売業飲食店	3,381	4,090	5,052	5,015
	金融・保険業	526	623	761	743
	不動産業	88	130	117	140
	サービス業	2,722	3,533	4,653	5,742
	公務 (他に分類されないもの)	583	591	716	734
	合 計	8,412	10,265	12,747	14,006
分類不能の産業		5	17	10	35

(出典：国勢調査)

第3節 まちを取り巻く時代のキーワード

- | | |
|-------------|-------------|
| …少子・高齢化 | …広域連携の時代 |
| …コミュニティの崩壊 | …環境共生・循環型社会 |
| …生涯学習時代 | …国際化社会 |
| …高度情報化 | …低成長の社会経済 |
| …地方・地域自治の時代 | |

3-1 少子・高齢化

我が国の総人口は、2006 年をピークに減少に転じることが予想されています。また、人口構造については、合計特殊出生率が 1.29 人（平成 16 年現在）という少子化、平均寿命の伸長による高齢者の増加も相まって、ひずみが生じており、今後の社会経済への深刻な影響が懸念されています。

特に、このような傾向は、社会保障制度を危機的状況に導き、国民や行政の負担の増加にもつながることが危惧されています。また、地域社会の活力低下も懸念されており、労働力人口確保のための高齢者や女性の社会参画等、豊かで安心して生活できる少子・高齢社会への円滑な移行を可能とする条件整備が求められています。

3-2 コミュニティの崩壊

近年の急速な都市化や国の福祉政策の充実等を背景として、人々の生活の利便性は大きく向上しましたが、今まで連帯感に基づく地域共同体の援助を必要としていた多くのことが代価により満たされる形となり、地域における人間関係・連帯意識の希薄化を招いています。

一方で、近年、全国で発生した大地震や水害等により、地域社会のネットワーク、つまり地域のコミュニティの大切さが再確認されており、非行防止や治安等の日常生活における様々な問題・課題を解決する側面からも、地域コミュニティの再生が急務となっています。

3-3 生涯学習時代

社会情勢が大きく変化するなかで、人々の価値観や生活意識は、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を求めるようになっていきます。また、これに起因して、生涯を通じて自ら学習し続けたいという意欲を持つ人々が増えており、その多様な学習意欲に対応できる場づくりや学習機会の充実が求められています。

一方、核家族化や地域社会におけるコミュニティ意識の希薄化等を背景として、家庭や地域における教育力の低下が問題となっています。子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で、学校以外での教育が大きな意義を持っており、学校、家庭、地域の連携による地域社会全体での取り組みが求められています。

3-4 高度情報化

近年、情報通信技術は目覚ましい発展を遂げており、情報通信機器の高度化やインターネットの普及は、人々の交流を活発にし、生活や産業に大きな変化をもたらしています。

また、行政運営のあり方にも大きな影響をもたらしており、事務の効率化とともに、医療、防災、福祉等の様々な分野でのサービス充実に向けた積極的な活用が求められています。しかし一方で、情報管理面での対応が重要となっており、不正なアクセス行為の防止とともに、個人のプライバシー情報が流出しないよう配慮が求められています。

3-5 地方・地域自治の時代

福祉や環境、地域づくり等の身近な課題について、地方自治体が自主的・自立的に担えるよう、近年、国や県から市町村に各種の権限、財源が移譲されつつあります。また、特定の地域に限って規制緩和する構造改革特区も始動するなど、市町村間競争の時代が始まろうとしており、今まで以上に、市町村における自己責任と判断力が求められています。

また、これからのまちづくりでは、地域住民の担う役割が非常に大きくなるものと考えられており、住民の意向を行政に反映できる仕組みづくりとともに、住民自身も責任を持ってまちづくりに参加する、協働による自治の確立が求められています。

3-6 広域連携の時代

地方分権が進み、地域の特色にあった独自の行政が可能となる環境が整いつつありますが、一方で、このことは、地方自治体における自己責任の拡大や事務量の増大を意味するものでもあります。

しかし、依然として地方財政は厳しく、単独の市町村では解決が困難な行政需要も発生しているなかで、従来の行政の枠組みにとらわれない、効率的な行財政運営が求められています。このため、地域の役割分担や相互補完を明らかにしていくなかで、広域的な視点による、効率的な行政運営について検討を進めることが必要とされています。

3-7 環境共生・循環型社会

地球温暖化やオゾン層破壊等の環境問題は、地球規模で懸念されており、京都議定書の発動に伴う省エネルギーへの取り組みなど、世界レベルで対策が進められています。一方で、人々の身近なところでも、不法投棄等のごみ問題が発生し、苦情件数だけでなく、犯罪件数も急増しているのが現状です。

こうしたなか、資源や環境に対する人々の意識の高揚とともに、個人、企業、地域等の様々な主体が連携し、廃棄物の総合対策や省エネルギー対策に取り組む「環境共生・循環型」の社会構造への転換が求められています。

3-8 国際化社会

近年、情報通信技術や交通機関の発達等を背景として、情報や人、文化の交流が進み、世界がより身近な存在となっています。こうした世界との繋がりは、21世紀の社会において欠かせない重要な要素であり、国際交流活動の活発化とともに、外国人が暮らしやすく、訪れやすい環境づくりが求められます。

また、市場の自由化や規制緩和の動きとともに、少子・高齢化に伴って海外に労働力を依存する時代に備え、国際化に対応できる人材づくりや産業づくりを進めることが必要となっています。

3-9 低成長の社会経済

我が国の経済は、バブル経済の崩壊以降、低迷が続いています。長期にわたる経済の低迷は、産業の空洞化を顕在化させ、税収の鈍化や国の財政再建策に伴う国庫支出金の抑制等、地方財政運営にも大きな影響を及ぼしてきています。

今後も、かつてのような右肩上がりの高度経済成長は見込まれず、むしろ安定した成長が望まれており、こうした状況のなかで、行財政に求められているのが、低成長・安定成長の社会経済にあわせた行政体質にしていくことであり、抜本的な行財政改革への取り組みといえます。



第4節 瑞穂市の発展課題

- …都市基盤の整備・充実
- …力強い地域コミュニティの育成
- …次世代へつなげる郷土愛の育成
- …各産業の進化と発展
- …行財政の自立と効率化

4-1 都市基盤の整備・充実

本市は、恵まれた位置的条件や交通条件等を背景として、県内有数の高い人口増加率を示しています。しかし、住宅需要が先行したため、その受け皿としての都市基盤の整備が遅れており、郊外部でのミニ開発も見受けられるなど、土地利用上の課題、市街地形成上の課題を抱えています。また、3～4年で次々と人の入れ替わる社宅やアパートが多いため、人口の流動性が激しく、定住者が増加しているばかりではないのが現状です。

このため、増加する人口の受け皿づくりを進め、適正な宅地化の促進や自然環境の保全を図るとともに、水害対策をはじめとした様々な分野での環境対策に努め、いつまでも住み続けたいと思われるまちの実現を目指すことが必要です。

4-2 力強い地域コミュニティの育成

近年、全国的に地域の連帯感の希薄化が問題視されており、本市でも自治会に加入していない人が増えるなど、コミュニティへの参加意識の低下が伺えます。しかしながら、行政と市民がともに自治の担い手となることが求められるなか、地域社会の果たす役割は非常に重要です。このため、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識や互いに助け合う意識の高揚とあわせ、子育て、防災、防犯、福祉、環境美化等、様々な分野での地域ぐるみの活動の展開や、それを支える人づくり・組織づくりを進めることが必要です。

また、力強い地域コミュニティを維持・発展させるためには、親から子へ、子から孫へと人づくりの取り組みを継承すること

が求められるため、教育・学習機能の充実を図り、社会性や豊かな人間性、郷土愛を備え、新しい時代にも対応していける人づくりを進める必要があります。

4-3 次世代へつなげる郷土愛の育成

本市は、かつて中山道の宿場町として栄えた歴史を有し、歴史の表舞台となった史跡や名勝、郷土文化が多く残されているほか、多くの河川が流れ、市民や地域に潤いを与えています。しかしながら、市外から多くの観光客を受け入れる体制や、まちのシンボルとしての整備が遅れていることもあり、知名度の低さ、特徴の無さが指摘されるところです。

その豊かな歴史・文化や個性は、本市の魅力を発信し、多くの人に知ってもらうための貴重な資源といえます。また、地域の資源を大切にすることは、市民の郷土愛を育み、連帯感を高めることにもつながり、合併の効果を活かす意味でも、これらを積極的に保全・活用していく必要があります。

4-4 各産業の進化と進展

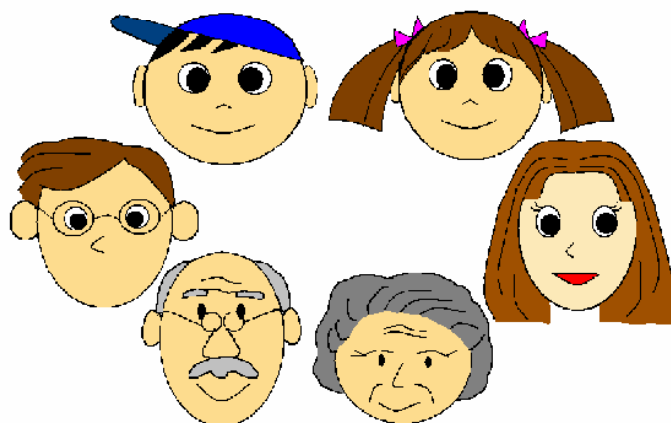
条里制の区画区分が残り、古くから農業が盛んに行われてきた本市では、全国的な例にもれず、世界的な競争のなかで経営は困難に直面しておりますが、「観る・買う・体験する」といった多角的な視点による新たな試みが生まれています。また、第2次産業においても、景気が低迷し、過剰な生産設備や余剰労働力等の問題が懸念されておりますが、付加価値のある商品の開発や、情報通信技術の革新により業績を挙げている業種・企業もあります。そして、第3次産業においては、大規模店舗の進出のほか、福祉サービス等の生活に密着し、消費者に直結したコミュニティビジネスが生まれるなど、本市においてもめざましい発展が見受けられます。

このように、産業を取り巻く環境が大きく変化し、経済情勢が停滞するなかでも、多くの新しい産業の創造や取り組みが試みられています。いずれの産業についても、その時代に対応した改革を図り、21世紀型産業へとシフトアップしていく力が求められます。

4-5 行財政の自立と効率化

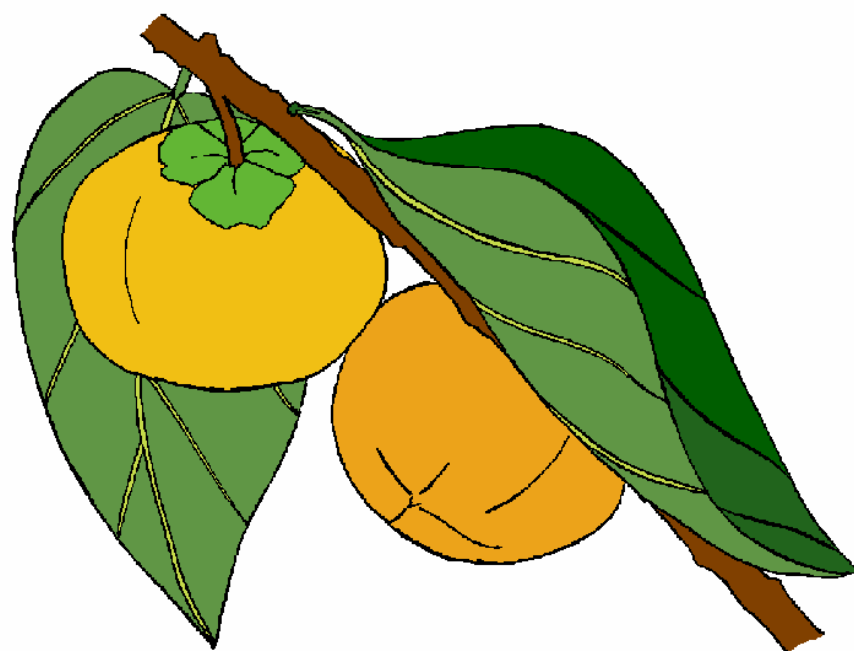
地方分権に伴い、地方行政においては自己決定・自己責任に基づく自立したまちづくりが求められています。しかし一方で、これを支える財政は、国・地方を通じて今後も引き続き厳しい状況が続くと予測されています。本市においても、人口増加に伴う歳入の増加は見込まれるものの、地方交付税や国庫支出金等の依存財源は先行き不透明で、厳しい状況にあることには変わりません。

こうしたなか、行財政運営においては、住民意向への対応とともに健全性や効率性が求められており、本市においても、行政組織や職員の活性化のほか、民間や地域の力を活用した効率的な事務事業を推進するなど、新しい時代にふさわしい行財政改革を進めていくことが必要です。



第 2 編

基本構想



第1章 将来ビジョン

第1節 瑞穂市の将来像

近年の社会潮流を受け、《まちづくりと地域住民の関わり方》が変化しつつあります。すなわち、これまでのようなトップダウン型のまちづくりから、本来のまちづくりの主役である地域住民が自ら考え、提案するボトムアップ型のまちづくりが求められるようになっていきます。

特に、これからのまちづくりにおいては、ハード面の整備だけでなく、ソフト面も含め、地域住民の担うべき役割が高まると予想されることから、市民が自らの地域のまちづくりを自主的に考え、自ら行えることは自主的に活動し、不足している部分を行政に提案するというスタンスが必要です。このためには、これまでのような「あれが欲しい、これが欲しい」といった《陳情・要望型の市民参加》ではなく、「自分たちの地域はこういうまちづくりを目指したいから、自分たちはこういうことを行うべきで、行政はこういうことを支援するべきだ」という、《提案型の市民参加》を育んでいくことが重要です。

こうしたことを踏まえ、これからのまちづくりに向けた本市の将来像を次のように設定します。

〔瑞穂市の将来像〕

「市民参加・協働のまちづくり」
～市民と行政が一体となったまちづくりをめざします～

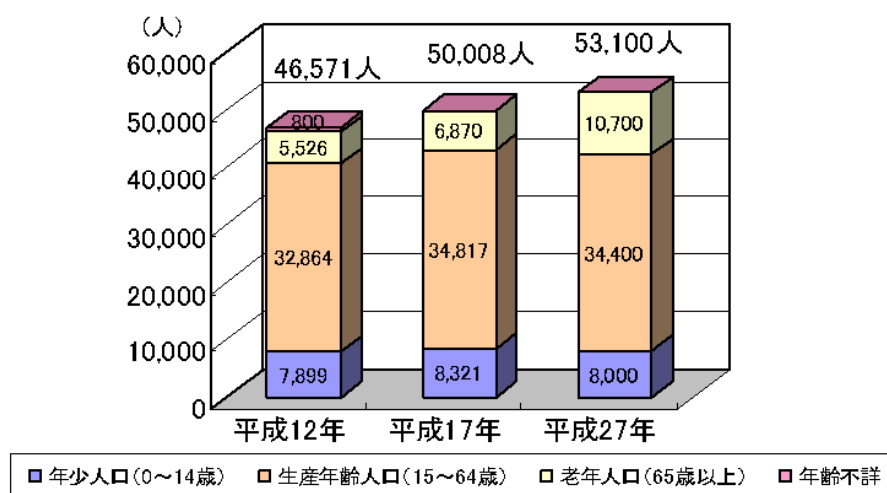
第2節 主要指標の見通し

2-1 将来人口

都市の現況把握で整理したように、本市は人口増加率の高い都市です。また、県平均に比べ、年少人口（14歳以下人口）比率が高い一方、老年人口（65歳以上人口）比率が低く、人口構成上、若い都市となっていますが、全国的な例にもれず、今後、着実に少子・高齢化は進むものと考えられます。

こうしたことを踏まえ、本計画では、目標年次である平成27年度における本市の人口を約53,100人と設定します。

〔図 コーホート法による人口推計結果〕



〔表 コーホート法による人口推計結果〕

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 27 年
総人口	46,571 人	50,008 人	53,100 人
年少人口 (0～14 歳)	7,899 人 17.0%	8,321 人 16.6%	8,000 人 15.1%
生産年齢人口 (15～64 歳)	32,864 人 70.6%	34,817 人 69.6%	34,400 人 64.8%
老年人口 (65 歳以上)	5,526 人 11.9%	6,870 人 13.7%	10,700 人 20.2%
75 歳以上人口	2,116 人 4.5%	2,866 人 5.7%	4,400 人 8.3%
年齢不詳	282 人 0.6%	0 人 0.0%	— —

（出典：平成12年は国勢調査、平成17年は国勢調査速報値をもとにした推計値。
注：上段は実数、下段は構成比）

2-2 将来世帯数

将来世帯数は、将来人口の推計結果をベースとして、1世帯当たり人員数を推計することにより算定しました。この結果、目標年次における世帯数は約20,200世帯、1世帯当たり人員数は2.63人/世帯との見通しになります。

[表 将来世帯数の推計結果]

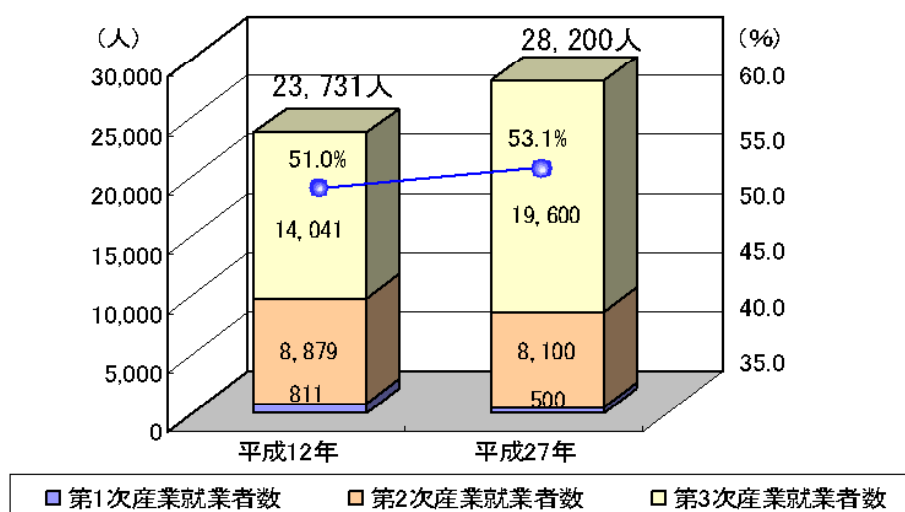
区分	平成12年	平成17年	平成27年
総人口	46,571人	50,008人	53,100人
世帯数	16,197世帯	18,224世帯	20,200世帯
1世帯当たり人員	2.88人/世帯	2.74人/世帯	2.63人/世帯

(出典：平成12年は国勢調査、平成17年は国勢調査速報値)

2-3 将来就業者数

将来就業者数については、世帯数と同様に、将来人口の推計結果をベースとして、就業率を推計することにより算定しました。この結果、目標年次における就業者は約28,200人、市全体に占める就業者数の割合は約53%との見通しになります。

[図 将来就業者数の推計結果]



(注：平成12年は国勢調査によるものであり、分類不能の産業は第3次産業に含めた)

第3節 土地利用の基本方針

本市の行政区域面積は 28.18km²であり、都市計画区域や農業振興地域等により、土地利用の制限を受けています。

一方、土地は限られた資源であるとともに、まちづくりの最も基本的な要素であるため、土地の利用は、長期的な視野に立ち、計画的かつ有効に行われるべきものです。

こうしたことから、今後の土地利用にあたり、本市では、行政区域を「住宅・工業地ゾーン」、「農地・田園居住ゾーン」、「商業地ゾーン」、「コミュニティサービスゾーン」及び「自然保全・体験ゾーン」の5つのゾーンに区分し、相互の調整を図りつつ、各ゾーンにおいて適切な土地利用の誘導を図ります。

《住宅・工業地ゾーン》

市の東部から中南部にかけては、「住宅・工業地ゾーン」として位置づけ、住宅地では、長期的な視野のもと、道路や公園等の都市基盤の整備を図るとともに、民間開発の適切なコントロールを図り、良好な居住環境の維持・形成に努めます。

また、工業地については、住宅等の他用途との混在をできるだけ抑制しながら、既存工業の機能維持に努めます。

《農地・田園居住ゾーン》

市の西部や南部については、「農地・田園居住ゾーン」として位置づけ、優良農地の保全・整備により農業振興を図るとともに、田園風景と調和したゆとりと潤いのある居住環境の保全に努めます。

《商業地ゾーン》

既存商店街や国道21号等の幹線道路の周辺は、「商業地ゾーン」として位置づけ、今後も市の商業や交流をリードする役割を担っていくために、各種ロードサービス施設等の交流を広げる魅力的な商業機能を誘導するとともに、美しく特徴的な都市的景観の創出に努めます。

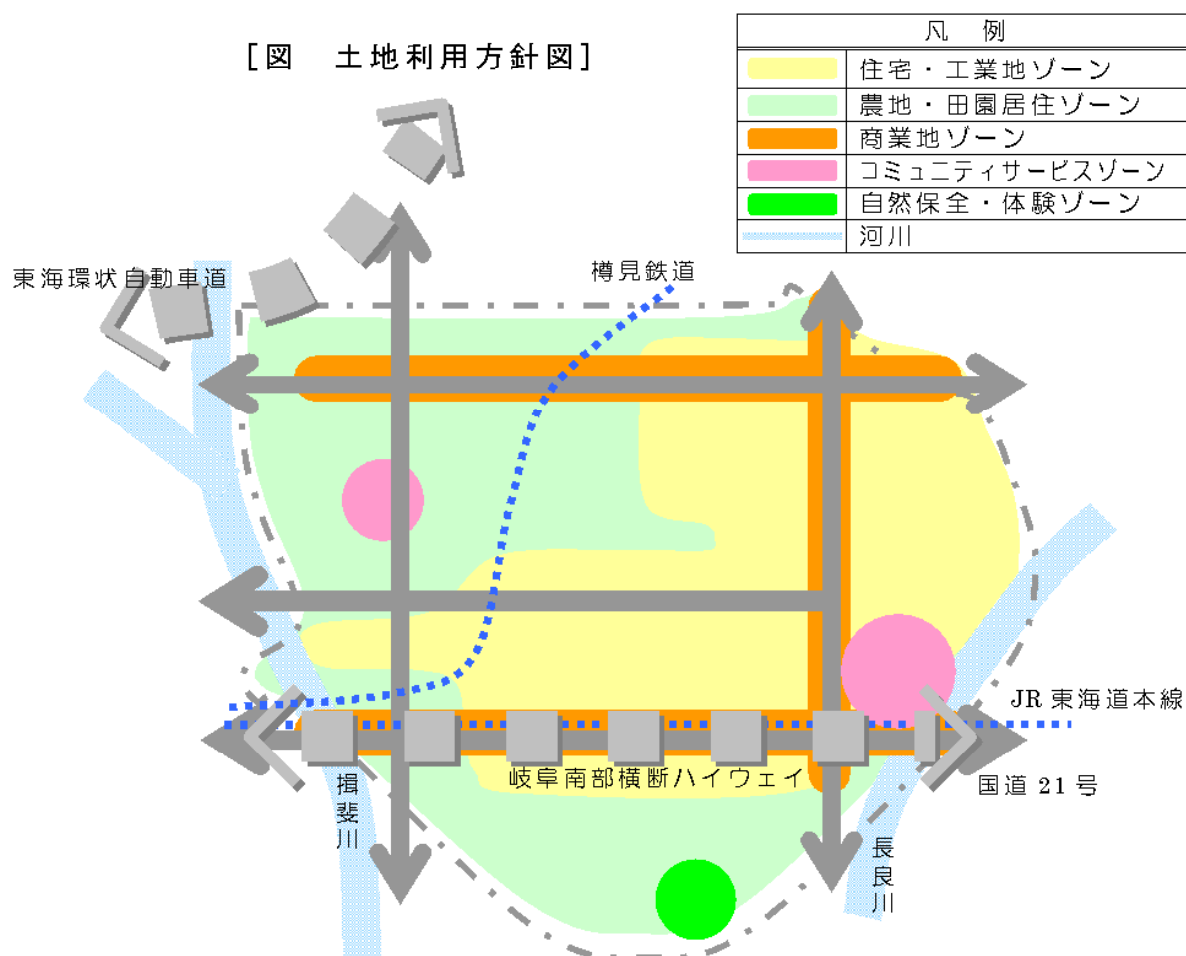
《コミュニティサービスゾーン》

市役所・JR 穂積駅周辺や巣南庁舎周辺は、「コミュニティサービスゾーン」として位置づけ、商業や各種行政サービス等、多くの市民が集まり利用する賑わいの場、まちの顔としてふさわしい機能集積に努めます。

《自然保全・体験ゾーン》

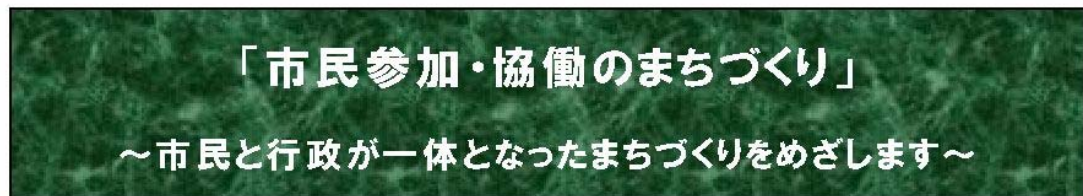
16 本もの一級河川が流れ、水面・河川敷等が市域の約 20% を占める特性を考慮し、治水対策により地域の安全性を高める一方、潤いのある河川づくりを進めます。

特に、犀川遊水地を中心とした地域では、「自然保全・体験ゾーン」として位置づけ、良好な生態系の保全を図るとともに、水と親しみ、市民がふれあえる環境整備を進めます。



第2章 施策の大綱

第1節 基本目標



《目標①》全ての市民が安全・安心して暮らせるまちづくり

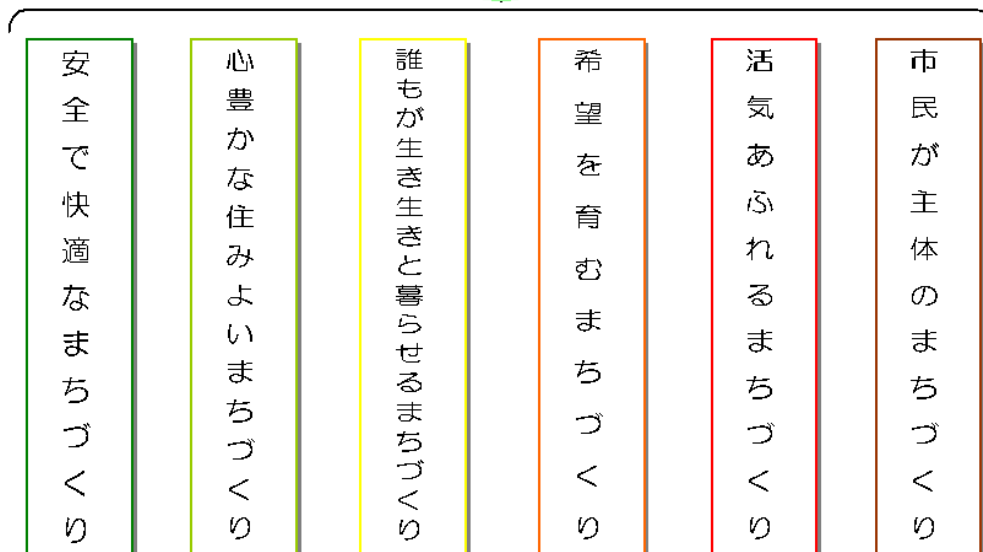
- ★全ての住民が安心して健やかに暮らせる防災対策の充実、福祉の向上
- ★環境に配慮した循環型の社会づくり

《目標②》地域の人や力を活かしたまちづくり

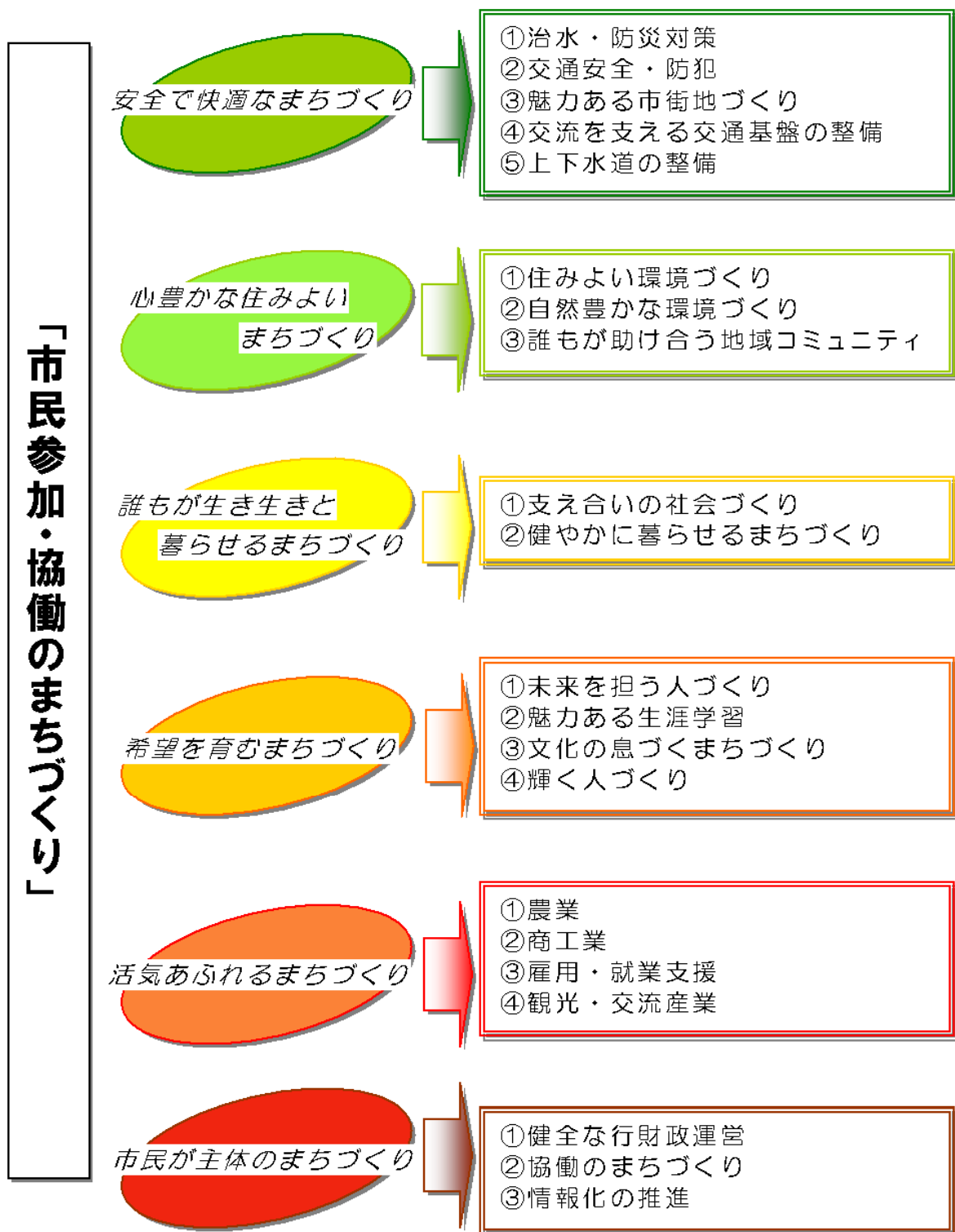
- ★地域と行政、民間の力が効率的に機能するまちづくり
- ★人と人のふれあいづくり、豊かな個性と創造力のある人づくり

《目標③》交流・連携を生み出す活力あるまちづくり

- ★周辺市町村との交流・連携を生み出す基盤の整備
- ★活力を生み出す産業都市づくり



第2節 施策の体系図



第3節 基本方針

3-1 安全で快適なまちづくり

『安全で快適な居住環境を生み出す都市基盤を整備します』

《治水・防災対策》

本市は、豊富な河川に恵まれている一方、湛水による水害が危惧されており、さらに、法（※）に基づく地震防災対策推進地域に指定されるなど、東海地震、東南海地震等において大きな被害を受けることが想定されています。

こうしたなか、災害を未然に防止し、市民の生命と財産を守るため、河川改修や遊水地事業を軸とした総合的な治水対策を進めるほか、災害に強い公共施設の整備や、延焼防止空間としての道路、公園の確保等を計画的に進めます。

一方、平常時においては、防災資機材の充実や飲料水、食料品等の計画的な備蓄を進めるとともに、洪水ハザードマップ等により市民の防災に対する意識を啓発し、家庭での準備や、自主防災組織における活動の活性化を促します。さらに、関係機関に働きかけ、災害発生時における応援協定の締結や、広域消防と地域消防の連携強化を図るなど、ハード面のみならず、ソフト面も含めた総合的な防災対策に努めます。

《交通安全・防犯》

交通事故や犯罪が無い、安心して暮らせるまちの実現を目指し、高齢者や障害者等の交通弱者にやさしい交通環境の整備を推進するとともに、地域社会、行政、警察等の関係機関の連携を強化し、交通安全思想の普及や街頭活動を実施するなど、交通安全・防犯の体制充実に努めます。

また、相手の顔が見えない取引形態での消費トラブルが増加するなか、市民が安全で快適な消費生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、情報提供や相談の体制充実に努めます。

※東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

《魅力ある市街地づくり》

土地区画整理事業等により、道路や公園等の都市基盤の充実を図るとともに、地域の特性に応じた住宅施策を展開し、誰もが住み続けたいとなる居住環境の形成に努めます。

また、JR 穂積駅周辺や公共施設周辺等、多くの人が集い、利用する本市の拠点的地域においては、福祉施策、観光施策等との連携に留意しながら、利便性や活力を維持・向上するための取り組みを進めます。

《交流を支える交通基盤の整備》

東海環状自動車道や国道等の広域的な交流を担う幹線道路の整備を図るとともに、これらにアクセスする市道の整備を進め、利便性の高い道路ネットワークの形成に努めます。なお、これらの道路では、バリアフリー化やコミュニティ道路化、地域の取り組みとあわせた修景・緑化等、人々が安全で快適に利用できるよう適切な取り組みに努めます。

さらに、高齢化の進展や環境問題への意識の高まりに留意し、バスや鉄道等の公共交通機関の利便性向上に向けた体制づくりや施設・設備の整備を進めます。

《上下水道の整備》

上水道は、市民生活を維持し、活発な都市活動を支える上で重要な要素の一つです。このため、水道未普及地区の解消を図るとともに、宅地開発等に伴う新たな水需要に対応し、今後も良質な水を安定して供給できるよう、上水道施設の計画的な整備及び維持管理に努めます。

また、公共用水域の水質保全と快適な居住環境を確保するためには、下水道の整備が不可欠ですが、集合処理による環境整備には、多額の費用と年月を必要とします。このため、市全体の財政状況等を勘案しながら、市の生活排水対策のあり方を明確化し、これに基づく効率的かつ適正な汚水処理を進めます。

3-2 心豊かな住みよいまちづくり

『自然と共存できる潤いある生活環境を創造します』

《住みよい環境づくり》

人々の社会活動が高度化、広域化するなか、廃棄物の問題は、近年深刻化しています。このため、広域的な連携を視野に入れて、廃棄物処理体制の充実を図るとともに、廃棄物問題に対する市民や事業者の意識を啓発し、地域社会全体でのごみの排出抑制やリサイクル活動の展開に努めます。

あわせて、太陽光発電等、クリーンな新エネルギーの公共施設への活用を図るほか、地域ぐるみでの公害監視体制の充実を図るなど、環境問題への対応を積極的に進めます。

火葬場・墓地については、人口増加や高齢化の進展等に伴う需要を考慮しながら、広域的な連携のもと、整備に努めます。

《自然豊かな環境づくり》

限られた資源である土地を有効に活用し、美しい自然環境の保全を図るため、長期的な視野による土地利用計画に基づき、適正な宅地化の誘導と計画的な都市基盤整備に努めます。

なお、自然環境については、潤いのある暮らしの実現や、市民の環境保全意識の高揚に向けて積極的に活用するものとし、河川が有する良好な生態系に配慮した親水空間の整備を図るとともに、環境学習や環境体験等の活動の充実に努めます。

また、これらにあわせ、良好な居住環境の充実を図るため、地域バランス等を考慮した公園の適正配置や、河川と一体となった水と緑のネットワークの形成等、ハード面での充実に努めるとともに、市民が主体となった緑化活動やまち並み保全活動を促します。

《誰もが助け合う地域コミュニティ》

人々が助け合う地域コミュニティは、誰もが住みよい地域社会を目指す上で不可欠なものといえます。

このため、育児、介護、防災、防犯、環境美化等、地域の一人ひとりに共通する様々な問題や課題について、地域社会全体で協力して解決できるよう、コミュニティ活動の意義や必要性の普及啓発を図るとともに、身近なコミュニティ活動の拠点づくりを進め、自主的な取り組みを促します。

また、コミュニティリーダーの育成や、ボランティアやNPOの支援等、コミュニティ活動を牽引する人づくり、組織づくりを進めます。



3-3 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

『全ての人が健康でともに暮らせる助け合いの社会づくりを進めます』

《支え合いの社会づくり》

ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人が普通に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインに配慮した、人にやさしい施設整備や公共空間づくりを進めるとともに、社会福祉協議会等と連携を密にして、地域社会全体で援助を必要とする人を助け合う仕組みづくりを進めます。

子育て支援については、女性の社会進出等による保育需要の多様・増大化に対応した保育サービスの充実はもちろん、子育ての相談・助言の機会づくりや、子育てサークルの支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を充実します。

また、高齢者や障害者に対しては、民間事業者との連携やボランティアの活用による地域密着型の適切な福祉サービスの提供に努めるとともに、健康で生きがいを持って暮らすことができるよう、健康教育の充実や社会参加機会の拡充に努めます。

《健やかに暮らせるまちづくり》

近年、高齢化の進展や疾病構造の変化等に伴い、健康づくりに対する関心が高まっているほか、医療に対するニーズも高度化・多様化しています。このため、各種健（検）診や相談体制の充実を図るとともに、地域の総合的な医療施設の設置に向けての取り組みや、身近な地域医療と専門的・広域的な医療が密に連携した医療体制の充実を図るなど、質の高いサービスの提供に努めます。あわせて、介護予防、疾病予防の観点から、「自分の健康は自分で守る」という意識の啓発を図り、一人ひとりの自主的な健康づくりを促します。

また、高齢化の進展や景気低迷等を考慮し、市民の理解を深めて国民年金への加入促進や国民健康保険等の社会保障制度の健全運営を図るほか、生活保護制度の適正な運営に努めます。

3-4 希望を育むまちづくり

『地域社会の明日を支える、個性と創造力豊かな人づくりを進めます』

《未来を担う人づくり》

人づくりはまちづくりを支える基礎といえ、特に、乳幼児や児童等、人生の早期における教育は、人格形成に非常に大きな役割を担っています。このため、教育施設・設備の充実を図るとともに、幼稚園から中学校までの教育の一貫性や、情報化等の社会情勢を考慮した特色ある学習内容づくり、少人数指導等のきめ細やかな指導体制の充実に努めます。なお、幼児教育に関しては、就学前の教育施策としてのみならず、社会的ニーズに対応できるよう、保育施策と連携した体制整備を進めます。

また、学校と家庭、地域との接点をより多く設けて、地域で子育てする意識の高揚を促し、地域社会全体で、子どもの生きる力や心の教育に取り組んでいきます。さらに、こうした取り組みとあわせて、青少年と地域社会の交流機会を拡充し、青少年の健全育成に努めます。

《魅力ある生涯学習》

社会情勢が心の豊かさを求める成熟した時代へ移行するなか、生涯を通じて自ら学習し続けたい、スポーツし続けたいという意欲を持つ人々が増えています。このため、すべての人が、いつでも、どこでも、いつまでも生涯学習・スポーツに取り組むことができるよう、活動の拠点となる施設や学習講座の充実を図るとともに、生涯学習・スポーツの指導者の育成・確保に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体の支援を図るなど、地域の自主的な活動と連携しながら、年齢や体力に応じて、様々なスポーツを気軽に親しめる環境づくりを進めます。

《文化の息づくまちづくり》

中山道の宿場町として栄えた歴史や史跡・名勝、地域に残る伝統芸能等、過去から受け継いだまちの歴史・文化を次世代に継承するため、文化財保護に対する意識高揚を促すとともに、新たな文化財指定や、後継者の育成を行うなど、保存体制の充実に努めます。また、中山道等の貴重な地域資源をまちの個性として地域振興に活かすため、近隣市町等との連携による一体的なPRに努めます。

《輝く人づくり》

近年、情報化の進展等を背景として世界がより身近な存在となっており、地域や就業の場においても外国人と関わり合う機会が増えています。このため、学校教育や生涯学習の場において、国際化に対応できる人づくりを進めるとともに、国際交流ボランティア等による国際交流活動の活発化等を図り、まちの国際化を促します。

また、外国人や女性、障害のある人等に対する偏見や差別は、今なお解消されていない状況にあることから、あらゆる機会を通じて人権教育を進め、差別や偏見の無い社会の実現を目指します。特に、男女が互いに尊重し合い、等しく社会に参画できるよう、ジェンダーにとらわれない意識づくりを進めるとともに、男女共同参画プランの策定や、これに基づく就業支援、意思決定の場への登用等、社会環境整備を進めます。さらに、関係機関と連携し、ドメスティックバイオレンス等の人権侵害への対策を進めます。



3-5 活気あふれるまちづくり

『産業の育成と企業誘致を図り、活気あふれるまちづくりを進めます』

《農業》

本市の農業も、都市化の影響による営農者の高齢化や後継者の不足という問題に直面しています。こうしたなかで、農業経営の合理化と安定化を図るため、生産基盤整備による優良農地の確保や農地利用集積に努めるとともに、若い世代の後継者や経営意識の高い認定農業者の確保、受委託組織の育成・支援等、生産体制の充実に努めます。

また、水田農業のあり方や産地づくりについての農業ビジョンに基づき、米、麦、大豆、野菜等の多様な農作物の産地づくりを進めるほか、ぎふクリーン農業の導入等による付加価値の高い農作物づくりを促します。

その他、人々のふれあいの場として市民農園の開設を継続するなど、多くの人々が農業を身近に感じ、理解を深めることができる体制づくりに努めます。

《商工業》

本市は、国道 21 号や主要地方道北方多度線、主要地方道岐阜県南大野線といった幹線道路を中心に商業、サービス業が発展しています。今後も、このような地域において、新たな賑わいをもたらす商業施設の立地を誘導する一方、JR 穂積駅を中心として空洞化が進んでいる既存商店街についても、福祉施策との連携等、様々な視点から振興に向けた取り組みに努めます。

また、工業に関しては、東海環状自動車道の整備等を勘案しつつ、引き続き企業誘致を進めるとともに、地場の中小企業に対しても、商工会や関係機関と連携して各種支援を行い、経営の合理化や近代化を促します。さらに、コミュニティビジネス等の起業を支援し、21 世紀のライフスタイルにあった新たな産業として育成に努めます。

《雇用・就業支援》

雇用の安定を図り、社会経済の活力を維持していくため、国や県等の関係機関と連携し、女性、高齢者、障害者等を含めた雇用情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、企業誘致にあわせて市内雇用の確保に努めます。

また、労働需要の多様化・専門化の流れや勤労形態の変化等を考慮し、ITをはじめとする技術習得を支援するとともに、労働環境の充実に努めます。

《観光・交流産業》

余暇時間の増加等に伴い、観光需要が多様・増大化するなか、本市においては、小簾紅園等の特徴的な地域資源を前面に出したふれあいの場づくりや、中山道や河川等を軸とした観光まち歩きルートの整備を図るなど、地域の個性を活かした観光地域づくりに努めるとともに、観光ボランティアの設置等を通じた積極的なPR活動を展開します。

また、多角的な視点による観光振興として、花き施設と地域資源及び消費と生産を有効に結びつけた西美濃花回廊の経営展開を支援するなど、「観る・買う・体験する」を基本コンセプトとした産消交流の環境づくりを進めます。



3-6 市民が主体のまちづくり

『市民が積極的に参画し、健全な都市運営を進めます』

《健全な行財政運営》

少子・高齢化、国際化の進展等を背景として、行政需要は複雑・多様・高度化していますが、その一方で、地方財政を取りまく情勢は極めて厳しい状況にあります。

こうしたなか、本市においては、様々な政策課題に対して柔軟に対応し、市民に対してきめ細やかで質の高い行政サービスを提供できるよう、行政組織機構の適正化や優れた能力を持つ職員の育成、行政事務の近代化等に努めます。

また、指定管理者制度の活用等、地域社会や民間事業者との連携を進めるとともに、政策評価・事業評価システムを構築するなど、健全で効率的な行財政運営に努めます。

《協働のまちづくり》

行政と地域社会の連携によるまちづくりを進めるため、様々な機会を通じて「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識の啓発を図るとともに、専門的な指導による地域リーダーの育成等を行い、市民が主体となった活動を促します。

また、より市民のニーズにあった行政運営を図るため、積極的な情報公開や広聴活動はもちろん、市民の意向が市政に適切に反映されるシステムづくりを進めます。なお、情報に関しては、即時に市民に提供できるような体制づくりを進める一方、適正な情報公開や個人情報保護できる仕組みを確立します。

《情報化の推進》

近年、情報通信技術の発達めざましく、市民生活や産業活動において不可欠な要素となっています。こうしたなか、本市では、日進月歩で進む情報通信技術の進歩に対応し、民間事業者との連携のもとで情報通信基盤の充実に努めるとともに、市民がこれを利用しやすい環境づくりや、産業振興、防災、地域医療、教育等、様々な分野における積極的な活用を進めます。